

令和4年5月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和4年5月18日（水） 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室
- ・出席者

教育長	村田明彦
教育長職務代理者	奥野貞一
委員	多田謙司
委員	新熊和彦
委員	古山美穂
- ・説明者

教育次長兼教育総務課長	森井克則
学校教育室長	東浩朗
生涯学習室長兼世界遺産・文化財総合管理室長兼文化財課長	吉澤則男
こどもえがお部長	川浦幸次
学校教育室副理事兼食育・給食課長	中西敬之
学校教育課長	角田浩太郎
社会教育課長	寺元正治
教育総務課参事	大前満
こども政策課長	森本美津子
こども政策課参事	中尾信子
- ・事務局

教育総務課課長補佐	萬田正英
教育総務課主査	芝池祐太
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告

- 日程第 3 報告第 3 号
就学前教育・保育のあり方に関する基本方針について
- 日程第 4 議案第 6 号
羽曳野市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第 5 議案第 7 号
令和 4・5 年度社会教育委員の選任について
- 日程第 6 議案第 8 号
羽曳野市立児童館運営委員会委員の委嘱について
- 日程第 7 議案第 9 号
羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の
選任について
- 日程第 8 議案第 10 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 9 議案第 11 号
令和 4 年度プール授業の中止について
- 日程第 10 その他
・令和 4 年 5 月 1 日付け人事異動について

開会：午前 10 時 00 分

〔 教育長 開会の挨拶 〕

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、多田委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 4 月 15 日に、大阪府都市教育長協議会総会が行われました。
- (2) 4 月 17 日に、羽曳野市長杯少年軟式野球大会閉会式が行われました。
- (3) 4 月 18 日に、南河内人事協議会及び南河内地区市町村教育長連絡協議会が行われました。
- (4) 4 月 24 日に、羽曳野市スポーツ少年団総会が行われました。
- (5) 4 月 27 日に、近畿都市教育長協議会定例総会が行われました。
- (6) 5 月 5 日に、はびきの市民フェスティバルが行われました。
- (7) 5 月 7 日に、羽曳野市長杯ソフトボール大会開会式が行われました。
- (8) 5 月 10 日に、南河内地区指導主事全体研修会が行われました。
- (9) 5 月 11 日に、公共施設跡地利用活用検討委員会が行われました。
- (10) 5 月 12 日に、特命大使任命式典が行われました。
丹比小学校出身の落語家 笑福亭仁智氏が大使に任命。
- (11) 5 月 12 日に、羽曳野市人権教育・小学校教育・中学校教育研究会総会及び分科会が行われました。
- (12) 5 月 14 日に、市民大学学位記授与式が行われました。
- (13) 5 月 16 日に、大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会が行われました。

日程第 3 報告第 3 号

就学前教育・保育のあり方に関する基本方針について

- こども政策課長より、資料に基づき、就学前教育・保育のあり方に関する基本方針について説明と報告がありました。

《こども政策課長》

それでは、「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針の改訂」について、ご説明します。

本市では、平成 31 年 3 月に、基本方針を策定し、公立幼稚園・保育園施設の再編・統合を進めてきましたが、想定以上に公立幼稚園入園希望者の減少が著しく、幼児教育における適正な集団規模の確保が困難な状況となってきたことなどから、見直しを図る必要が生じたため、基本方針の改訂に至りました。

2 ページ、3 ページをご覧ください。

本市の令和 3 年 3 月末の年齢別人口は、当初の基本方針策定時の平成 30 年と比較しますと、0 歳から 12 歳の全ての年齢において減少し、全体で約 7.7% 減少しております。

0 歳から 5 歳の就学前児童の人口につきましても、平成 23 年から令和 3 年の 10 年間で、1,403 人、約 24.5% の減少となっており、今後もこの傾向が続くものと見込まれます。

このような人口推移・人口推計の中、公立幼稚園においては入園希望者数の減少による適正な集団での幼児教育を行い難い園はその状態が継続し、その一方で、保育ニーズ、低年齢児の利用ニーズが高い傾向にあります。

4 ページに、「幼稚園・保育園・認定こども園」の令和 3 年度における定員及び在園児数などを記載した表を、5 ページに、各施設の状況として、建築年数や耐震の状況をのせています。

6 ページに、「現状から見た課題」として、「幼稚園児の減少による集団教育への対応」「保育園における継続的な待機児童ゼロへの対応」「施設の耐震化・老朽化への対応」の課題について、続いて「今後の園児数・利用定員数の推計」をのせています。

このような状況のもと、今後の認定こども園の整備計画については、9 ページの表、計画（案）をご覧くださいながら、「今後の具体的な取り組み」について、ご説明します。

【こども園 3】は、現下開保育園付近に整備予定です。古市幼稚園・駒ヶ谷幼稚園・古市南幼稚園・下開保育園の 4 園を令和 7 年度末（令和 8 年 3 月）に閉園し、令和 8 年度に新設の【こども園 3】に再編・統合します。

【こども園 4】は、第 1 給食センター跡地に整備予定です。この令和 3 年度末に閉園しました西浦東幼稚園、令和 4 年度末に閉園予定の白鳥幼稚園と、令和 9 年度末（令和 10 年 3 月）に閉園予定とします西浦幼稚園・軽里保育園の 4 園は令和 10 年度に新設の【こども園 4】に再編・統合します。

【こども園 5】についてです。羽曳が丘幼稚園・埴生南幼稚園・はびきの保育園を閉園とし、【こども園 5】に再編・統合予定としますが、具体的な整備時期・新園舎候補地の選定・確保は、施設の老朽化の状況、今後の財政状況などを勘案しつつ、整備を進めてまいります。

次に、資料に「羽曳野市立幼稚園における入園手続の停止・休業及び廃止に関する基準」を用意しておりますが、そちらと合わせてご説明いたします。

幼稚園の入園手続を停止する基準としましては、教育委員会議で諮られ、令和 3 年 10 月 1 日から施行となった「羽曳野市立幼稚園における入園手続の停止・休業及び廃止に関する基準」におきまして、幼稚園に在籍する予定の子どもの数が 1 学年で 10 名未満としております。

この 1 学年で 10 名を切ると「適正な幼児教育の集団規模を欠く」との考えに基づき、教育委員会とともに検討し、こちらの【計画（案）】のとおり、今後のこども園の計画を一定、整理しました。

これまで、施設が比較的新しく、かつ、小学校との円滑な連携が図れるなどの幼稚園（駒ヶ谷、埴生、羽曳が丘、高鷲南幼稚園）については、3 歳児保育を順次進めるとしておりました。

また、入園手続の停止基準におきましては、「1 学年で 10 名未満」としつつも、この 4 つの幼稚園については、対象から除くとしております。

しかし、駒ヶ谷幼稚園は、今後も入園児数の増加が見込めず、適正な集団規模が確保できないと考えられること。また、「こども園 3」が下開保育園近隣地で計画されているという地域性から駒ヶ谷幼稚園も「こども園 3」の対象としました。

「こども園 5」の対象としております 羽曳が丘幼稚園については、あり方の中には羽曳が丘地区の児童数の推移は示してはおりませんが、児童数が増加から減少に転じており、今後の推移を見守りつつ検討します。

また、西浦東幼稚園は令和 4 年 3 月で閉園となり、白鳥幼稚園は令和 5 年 3 月の閉園が決定しておりますが、その他の再編・統合の園については、募集停止をすることなく、最後まで募集を行い、「こども園」が整備・開園の段階で閉園とし、新設の「こども園」へ移行するという形で考えております。

説明は以上です。

《古山委員》

方針については、この通りでいいと思っています。組織が移行していくときに、うまくいかない原因は、全ての人が同じ方向に向いていないことであり、仕事を辞めさせられるかもとか、違う職場で働かされるから嫌だという不協和音がまとまらない要因の一つと習ってきました。

今、4 月から新しく子育て支援センターに来ている幼稚園教諭と保育園の先生が経験のない仕事をするという事に、ものすごく不安を持っている。考え方を変えるために一緒に話し合いをして欲しいというので、先日行ってきました。先生達は、プロフェッショナルなのに、やったことのない職場で働くことが、すごくしんどく思っているの、違うんですよと伝えました。

違う武器を持っている人が集まるから、新しい発想ができると思うんです。今、

一番に困っている事は、支援が必要な人が子育て支援センターに来てくれない事で、その人達が来たくなるような事業を一緒に考えましょうと今、計画を立てています。

そういう自由に安心して話せるような会議を定期的にしましょうと話しています。

私が言いたいのは、せっかくの人材が辞めることなく意欲をもって働ける環境も必要だと思っています。

《教育長》

昨年度の教育委員会で「10人に満たない場合は、募集停止になる」と決め、いつから施行するのかとずっと思っていました。ここに書いていただいたように10名未満または2学年で20名未満となる場合は、翌年度以降の園児募集を行わないということであれば、古市幼稚園が両方とも該当しますね。あと、西浦幼稚園の4歳児が5名ということで、この基準で行くと来年度、古市幼稚園と西浦幼稚園は、募集停止になると思いますが、どうなりますか。

《こどもえがお部長》

例えば、これが0人とか1人になったら、色々と考えてなくてはならないと思いますが、今、お示しさせていただいてる子ども園3、4までは具体的に計画を進めていこうと定まりつつあるので、極端に少なならない限りは、今のところは募集停止ということは避けて行きたいと思います。

《教育長》

閉園になることも考えられますが一旦ここまでは、継続するということですね、この方向で行くという事は、早めに示していただいたほうがいいと思います。

《教育次長》

今回の改定でしっかりしたプランが出てきて、基準で言えば、2の②のところの「統合再編により幼稚園が廃止となる場合」という一句があるので、この前にこれが生きてくるという解釈で良いと思う。

この基準に関しては、あくまで教育委員会が教育という観点から、どういうものを求めるのかという事を書いたものだと思っているので、それを反映して基本方針が進んで行くという解釈でいいと思う。ただ教育長がおっしゃったように、そうしていくための手順などは、しっかりと示していただく必要があると思う。

《教育長》

去年、園長会でも話しをしているので、再編に向けての方針は、きっちりと伝えていく。令和8年開園に向けていくのであれば、少なくとも令和6年・7年に入

園する家庭には、それまでに説明をきちんとする必要があると思っています。

日程第4 議案第6号

羽曳野市文化財保護審議会委員の委嘱について

- 文化財課長より、資料に基づき、羽曳野市文化財保護審議会委員の委嘱について説明があり、承認を求めました。

《文化財課長》

羽曳野市文化財保護条例の規定によって組織し、設置されています文化財保護審議会委員会について、令和4年5月31日で任期が満了となります。

つきましては、各委員を再任して新たに2年間、文化財保護審議会委員として委嘱させていただきたいと思います。委員については、別紙の通り各分野7名となっております。

なお、建築分野で会長も務めていただいています桜井先生と考古学分野の大脇先生が、以前、通知のありました非常勤の特別職等の選任にかかる候補者の年齢等に関する基準では、再任の場合、満75歳未満とするとされていますが、この年齢を超えられています。

しかし、羽曳野市指定文化財である菅田八幡宮の放生橋の修理が必要とされ、これまで桜井先生に専門的な見地から調査、改修計画を検討していただいている案件があります。

また、大脇先生については、指定候補であります西琳寺の心礎をはじめ市内の候補資料に精通され、今後の資料調査においても適任であると考えております。

お二人ともまだまだお元気で、その分野では第一人者としてご活躍されておりますので、通知の年齢を超えていますが、引き続き再任したいと思いますので、併せてお諮りしたいと思います。

よろしくお願いします。

○古山委員

お二人の意思をしっかりと受け継ぐ後継者の育成をお願いします。と伝えてください。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第7号

令和4・5年度社会教育委員の選任について

- 社会教育課長より、資料に基づき、令和4・5年度社会教育委員の選任について説明があり、承認を求めました。

《社会教育課長》

羽曳野市社会教育委員条例において設置されております、羽曳野市社会教育委員について、委員の任期が本年5月31日をもって任期満了となります。

つきまして、委員の再任及び新任し、令和4年6月1日から令和6年5月31日まで委嘱するため承認を得るものです。委員は、別紙の通り学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験者の総勢8名です。再任4名、新任4名となっております。

よろしく申し上げます。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 議案第8号

羽曳野市立児童館運営委員会の委員の委嘱について

- 社会教育課長より、資料に基づき、羽曳野市立児童館運営委員会の委員の委嘱について説明があり、承認を求めました。

《社会教育課長》

白鳥小学校PTA会長の交代があったため、新会長を運営委員会委員に令和4年5月18日から令和5年5月31日まで委嘱するため、承認を得るものです。

令和3年度、4年度の委員につきましては、別紙のとおり児童福祉関係者及び学識経験者等で総勢8名です。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 7 議案第 9 号

羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の選任について

- 食育・給食課長より、資料に基づき、羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の選任について説明があり、承認を求めました。

《食育・給食課長》

羽曳野市立学校給食センター設置条例により設置された学校給食センター運営委員会について、委員のうち市立小学校等の PTA 代表の任期が本年 5 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、新任の委員を、令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日まで委嘱するため、承認を得るものです。

委員につきましては、2 枚目の名簿案の通りとなっております。5 番、6 番の方が新任です。

なお、4 月 1 日付人事異動等に伴う後任の委員につきましては、3 枚目となります。令和 4 年 4 月 1 日現在名簿の通りとなっておりますので、併せて報告をさせていただきますと思います。

よろしくお願いします。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第 8 議案第 10 号

後援名義の使用許可について

- 教育総務課長補佐より教育長において専決した継続分の後援名義の使用許可について説明と報告がありました。

《教育総務課長補佐》

後援名義の使用についてご説明させていただきます。

資料をご覧ください。新規申請事業 1 件と前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったものが 1 件となります。

1 件目は、新規申請事業となります。

団体名は、南大阪中学校、高等学校進学説明会 2023 実行委員会。

事業名は、南大阪中学校、高等学校進学説明会 2023in 藤井寺です。

事業日は、令和4年10月1日土曜日です。

事業内容としましては、羽曳野市、藤井寺市、松原市の、小中学校の児童生徒及びその保護者を対象とした、学校担当者による個別進路相談会です。

小中学校の児童生徒及びその保護者に、事業を通じて、中学、高校の入試情報だけでなく、学校生活全般を広く知っていただき、進学、進路を意識していただくことを目的としております。

近隣他市の申請状況は、調書の通りとなっております。

羽曳野市教育委員会の後援名義使用等に関する要綱第2条によりますと、許可対象事業は、次の各号のいずれにも該当すると認められるものとするがあります。その中で、第1号、羽曳野市内での開催または羽曳野市もしくは近隣市町村での活動実績のある団体が、主催する事業であること。

開催実績のある事業であることとあります。

今回の事業内容が、その規定に該当しないと考えており、事務局意見としましては、羽曳野市教育委員会後援許可には、疑義が生じる事業であると判断しております。

2枚目以降に、事業計画書、予算書の資料は添付しておりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に継続事業が1件ございます。

前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったものになります。

専決日は、令和4年4月25日。

団体名は、大阪学童保育連絡協議会。

事業名は、第53回大阪学童保育研究集会です。

後援名義使用許可実績のある団体事業です。

説明は以上でございます。

《教育長》

継続事業については、問題ないと思います。

1点目の新規事業について、ご意見をいただきたいと思います。

松原市は、不承認です。藤井寺市は、承認許可を出しています。

保護者説明会は、高校が結構やっています。進路ニュースで保護者に案内して、保護者に行ってもらおう。

中学校の先生向けには、羽曳野市や南河内地区から行く私学さんには、南河内の進路指導主事の連絡会からお願いをして開催してもらっていると思います。ただ、保護者説明会をこうして開催するのは初めてです。

南大阪中学校・高等学校進学説明会実行委員会ってありますけど、去年は、岸和田市の方で開催し、泉南中学校・高等学校進路説明会実行委員会という名前で開

催しています。

その地区で開催しているからだと思いますが、実行委員会の名称がその都度その都度変わっています。

20万円を集めて開場等の費用に当てていますが色々と議論をした結果、みなさんのご意見を頂こうと思っています。

《古山委員》

以前、後援名義について、質問をしましたがこの要綱で行くと活動実績があるとか、開催実績の事業であるというふうになっているので、新しい事業がなかなか承認されにくい。以前に承認をされていると、羽曳野市の教育が目指すとなると、もうずっと開催しているから承認されやすい。親としては、本当にこの中学校・高等学校の進学説明会というのは、便利だと思います。

例えば、これが羽曳野市内で開催されれば、教育委員会として承認するのかという点と羽曳野市には公立中学校があるのに私立中学校を選択肢に入れて下さいという取り組みに教育委員会が承認するのかという事について、議論すればいいと思います。

《教育長》

私も気持ち的には一緒です。高等学校だけなら藤井寺市でやられたのを見て、来年、羽曳野市内で開催となれば承認もいいかなと思います。中学校は、義務教育なので私学を否定するわけではないが、公が私学の中学の説明会の応援をするというのは、古山委員と一緒に来年、羽曳野市内での開催となっても難しいかなと思います。

《古山委員》

私立の中学校が入ってなくて、高校だけの説明会を藤井寺市内で開催します。今回、初めてですが羽曳野市の後援はどうしますか。と聞かれたら私は承認してもいいと思います。

《教育長》

南河内と書いてあるので、南河内全体に案内はされるよね。

《教育総務課主査》

案内は、藤井寺市・松原市・羽曳野市だけと聞いています。

《教育長》

参加できるのも。

《教育総務課主査》

参加は、大丈夫だと思います。チラシ配布がその三市だと聞いています。実際にどうされるかは、反応を見てから判断されると思いますけど。

《古山委員》

子ども達には、後援が無くても届きますか。

《教育長》

学校通知はしません。

《教育総務課主査》

後援名義があると依頼があれば、チラシを連絡ボックスに入れています。後援名義がない場合は、今までは受けたことはありません。

《教育長》

かなりの学校が参加するので。

《古山委員》

そこへ行けば話しが聞けるので親としては、うれしいと思います。各学校に行かなくていいし、ここへ来ればわかるので。

《学校教育室長》

ここに書かれている学校の中から12校が参加するみたいです。声掛けをしているだけだと思います。最大12校って書いてあります。

《古山委員》

大阪栄光学園は、学校ですかね。

《多田委員》

求人雑誌などよくこういうところが主催してイベントを企画開催しているが、営利目的が入ってくるのかなと感じます。

《教育次長》

主催者をみたらそうですね。未来カンパニー・スタジオフランカ、株式会社大阪栄光学園となっています。

【採 決】 本件は、全委員一致により不承認とすることに決定しました。

日程第 9 議案第 11 号

令和 4 年度プール授業の中止について

- 学校教育課長より、資料に基づき、令和 4 年度プール授業の中止について説明があり、承認を求めました。

来年度の事業について説明させていただきます。

市立学校プール施設に係る劣化調査の結果を受け、令和 4 年度のプール授業を中止にすることについて承認を得るものです。

令和 3 年度に実施した市立学校プール施設に係る劣化調査において、調査を実施した 18 校中 9 校（小学校 7 校、中学校 2 校）の劣化が著しく、使用について安全性を担保できない状況であり、プール施設の使用が不可能であることが判明しました。

プール施設を使用不可となった 9 校においては、他校のプールの使用や民間事業者の活用といった代替案の検討も行いましたが、その実施について課題が多く、プール授業を中止せざるを得ない状況です。

また、プール施設を使用可能な学校のみプール授業を行うことは公平性に欠けることから、令和 4 年度のプール授業については、全学校で実施しないとするものであります。

《教育長》

大変なことです。今のところ大阪でコロナは、収束していないがその理由で、プール事業を中止するところは 1 市あります。

プール施設を理由にして中止するところは羽曳野市だけです。

施設説明をお願いできますか。

《教育総務課参事》

約 4 年前に小学校 2 校のプールサイドの陥没があったため、使用は禁止しました。その後、コロナ禍になりプールの使用はしていません。

昨年度、専門業者に床下の点検を依頼したところ、新たに小学校 5 校の床下で陥没の恐れがあるということで、小学校については、もともとの 2 校と合わせて、7 校が使用できない状況となりました。中学校については、2 校が同様の結果となっております。

プールは、鉄骨でできたプールと鉄筋コンクリートでできたプールがあります。床下が点検できるプールと、埋め込み式のプールとがあります。

埋め込み式のプールは、本来陥没はしないのですが上面に無数の段差ができており、子どもが裸足で歩くと足を切る恐れがあります。恐らくは、地震などの影響だと思われます。そういう状況ですので、使用禁止にしています。

改修工事を実施すると1校当たり数千万円単位の改修費が必要だと予想されます。

鉄骨のプールに関しましては、プールには塩素を使用するので、床下に塩素水が入り劣化が進んでいる状況であり、かなり危険な状態であります。この9校については、今回は委員会事務局としては使用できない。という判断をさせていただきました。

《教育長》

今年度プール事業は、そもそも9校が使用できないので、公平性を担保するために中止するという事にまず、ご意見いただいて、今後のプール事業については、この後、補足説明も含めてさせていただき、今年12月頃までには、委員会として結論を出していきたいと思っています。

《多田委員》

全部を中止にするのは反対です。ここ数年、コロナの影響でプールに入れていないこと。使用できる学校が半分ぐらいはあること。

国が規定する時間までは出来なくてもどこかで入る機会を作ってあげるべきだと思う。例えば、近くの学校に行くとか、できないものですか。やっぱり、水に入った経験がないというのは怖いと思う。

《新熊委員》

子どもの運動神経が伸びる時期は、3歳から12歳ぐらいだと思います。就学前から小学校低学年が集中的に伸びると思うので、早い時期に、ちょっとでもいいからやって頂きたい。

《奥野委員》

私は、公平性というほうがいいと思います。

例えば、出来る学校と出来ない学校があると保護者説明に学校は苦勞する。

こういう理由で出来ないと伝えても「あつちはやってるやないか」などの声が出てきたときに大変だと思います。

市全体でこうしますと決めるほうが学校としても、説明がしやすいと思います。もちろん、以前からプールは子どもたちの為に絶対やるべきだという考えに変わりはないはありますが。

この状況では、市全体の方で判断した方がいいと思っています。

《教育長》

実は学校に保護者から水着購入についての問い合わせが、5月に入って沢山入っているみたいです。点検結果は、3月末に分かりそれまでは今年のプールはやる

うと思っていました。使用できないのは、2校だと思っていたので3校分のバス代は確保していました。バスで、近くの学校に行って水泳授業を実施するつもりでした。でも、9校が使用できない状態になり、どうしようと悩みました。3年間水泳授業が出来なくなる。

本当に悩みましたが校長会では、納得していただきました。

使用できないプールの学校は、できるところは実施したらいい。と言ってくれましたが、逆に使用できる学校は、それは公平性が保てない。

学校の判断になると大変だろうという事で、教育委員会が施設の使用ができないと判断したことを伝えようと思っています。

コロナは収まりつつありますが、点検の結果19校中9校の施設が使用できない状況です。だから、今年度については、中止にしますと。

それから今後のプールのあり方についてですが、来年は、バスの予算を確保し親子方式で何とかプール授業を実施したいと思っています。

スイミングスクールにも相談に行きましたが、それだけの学校の面倒は見れないと言われました。

《古山委員》

プールは、何回入らないといけないか。決まっているのですか。

《教育長》

決まってはいません。

《古山委員》

入りなさいっていうきつい言い方ですか。

《学校教育課長》

文科省に確認をしたところ、水泳授業はやっていく方向で進めてください。という事です。

指導要領上は、水泳の心得を学習することは絶対なんですけど、水に入っただけの水泳指導は必ずしなければならないという事にはなっていません。

《古山委員》

そうですね。

何が言いたいかというと小学校・中学校の性教育をやっていくときに結局しなさいっていう風に読み取ると学習指導要領上はしないといけませんが、やっぱ学校によってする、しないがある。内容も担当の先生や学校長によって違って来る。

例えば、学習指導要領上では、水に入っただけの指導が絶対でなければ、水に入らなくても学びができる学習を生み出すチャンスだととらえる事も一つだと思います。

す。

《教育長》

市長からも家族でプールに行く家庭もあれば、行かない家庭もある。金銭的問題もあるだろうということで、7月20日の市民プールオープンに合わせて、小中学生に無料券を何枚か配布できないか。それは水泳っていうことではなくて、少しでも水に親しむ機会を作るということで、3枚から5枚の間で配布できないか。小学生は、校区外には行けないので、小学生1人につき保護者1人は無料にしようと思います。

《多田委員》

プールの定員は、大丈夫ですか。

《教育長》

一番多いのが盆の期間で1日延べ1,500人ぐらい入るらしいです。今年、7月にオープンするので、どれだけ来るかはわからないが、お盆過ぎが市民プールの利用者が少なくなるらしいので、8月16日から31日まで使用できる無料券を配布する予定です。混み具合によっては2時間で上がってもらいます。コロナがあるから今まで最大500人が入っていましたが、それを300人に抑えたりします。待ち時間もホームページで確認できるようにし、随時更新を行う予定です。

《多田委員》

何人来るか。予測はありますか。

《教育長》

西浦の市民プールには中学生は、ほとんど来てなかったそうです。小学生が多かったと言う話しです。土日に集中する可能性もあります。

《古山委員》

その無料券にどこどこ地区は、この土日に使用してくださいと指定しては。

《教育長》

それも考えました。当初は、プールがオープンする7月20日までに土日祝が7回あります。それを学校に割り振ることも考えましたが、監視員の問題がありました。7月20日以降の契約になるので、監視員の確保が難しい。土日は、先生も難しい。

そんな中で8月16日からになりました。
プール授業を中止することについては、なかなか結論が出ないと思いますが。

《多田委員》

もう、出来る可能性はないのですか。

《教育長》

バスが回らないです。

《多田委員》

例えば、歩くとかも含めて、近くの中学校とかに行くとか

《教育長》

例えば、親子方式にしてもプールが使用できる学校までは遠く、行くとしたらバスになります。

小学1年生が徒歩で行くとなると予想以上に時間がかかると思います。また、バスで行くといってもバスが入っていくところがない。

《多田委員》

中学校は難しいですか。

《教育総務課参事》

難しいです。

《古山委員》

それやったら来年度も難しいのではないか。

《教育長》

例えばマイクロバスにするとか。修学旅行は、行っているので大型バスは、近くまでは来ている。そこまでは、歩かなければいけない。

中学は、校内に入るところが多いが小学校は、入らないところが多いので、最寄りの止められる所まで歩いていく。

《多田委員》

スクール水着を購入するという話が出ていましたが、例えば、今在籍している子どもたちは、入学当初に購入しているのですか。

《教育長》

新しい子どもは、全員が購入し、体が大きくなったら買い換える。

《学校教育室長》

コロナの状況もあるので、指定の水着でなくても良いという学校もあります。学校教育課は指定していないので、学校が業者と話しをして決めている。

《多田委員》

例えば、3年間やってない子ども達は、水着を持っているのか、持っていないのか。

《学校教育室長》

中学生は、持っていると思います。去年、授業をやっていますから。

《多田委員》

小学生の低学年は、どうですか。

《教育長》

小学校3年生までは、購入していないと思います。

《学校教育室長》

買い替えの時期に来ている方から販売の問い合わせが入っています。

《奥野委員》

水着の購入は、ちょうど今の時期だと思います。

4月の入学時にすぐ水着も購入することは、どの学校も多分ないと思います。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第10 その他

- (1) 事務局より、令和4年月1日付の人異動について報告がありました。
- (2) 学校教育室長より、学校園における新型コロナウイルス感染症に関する諸般の報告がありました。
- (3) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の 6 月定例教育委員会議を、6 月 23 日（木）に予定することを
通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕

閉会：午前 11 時 35 分